産業建設常任委員会

平成30年3月22日(木)

産業建設常任委員会

定例会名 平成30年第1回定例会

招集日時 平成30年3月22日(木) 午前10時00分

招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員長市川圭一

副 委 員 長 利根川 英 雄

委 員 黒木のぶ子

〃 秋山泉

" 池 辺 己実夫

ル 長田麻美

リカス 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員

市 長 根本洋治 副 市 長 滝 本 昌 司 環境経済部長 畄 康秀 Щ 建設部長 島 敏 八 環境経済部次長 由紀夫 梶 環境政策課長 中 野 祐 則 廃棄物対策課長 栗 Щ 裕 農業政策課長 神 戸 千 夏 商工観光課長 子 大 里 明 建設部次長 出 野 稔 建設部次長 藤田 聡 建設部次長 長谷川 啓 都市計画課長 山 岡 孝 空家対策課長 柴 田 賢 治 建築住宅課長 榎 本 友 好 光 二 道路整備課長 藤 木 下水道課長 島 正 弘 野 農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会事務局出席者

書 記 大徳通夫

書 記 飯 田 晴 男

平成30年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

議案第	17号	牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
		法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
		について
議案第	18号	牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第	19号	平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
		別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	2 1 号	平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第	3 1 号	牛久市道路線の認定について
議案第	3 2 号	牛久市道路線の路線変更について
議案第	3 3 号	牛久市道路線の廃止について

午前9時57分開会

〇市川委員長 おはようございます。定刻前ですが、全員おそろいのようですので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、環境経済部長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として岡野次長、藤田次長、長谷川次長、都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、下水道課長、農業委員会事務局長であります。

書記として大徳君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 について

議案第 18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第 31号 牛久市道路線の認定について

議案第 32号 牛久市道路線の路線変更について

議案第 33号 牛久市道路線の廃止について

以上7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては所属を述べた後に、議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

議案第17号、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第17号について提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大里です。よろしくお願いいたします。 議案第17号、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。 この条例は、工場立地法に定められている工場の緑地率を市内の一部地域に限って緩和する制 度を規定した条例でございます。

本条例につきましては、昨年の9月議会におきまして上位法の改正に伴い、条例の題名、引用 条項、文言について改正したところでございます。

今回の改正でございますが、いわゆる企業立地促進法の改正に伴いまして、圏央道沿線地域1 3市町村及び茨城県が平成20年3月に策定した緑地率が緩和される対象地域である重点促進区域が定められた茨城圏央道産業コンプレックス基本計画について計画の名称を茨城県圏央道沿線 地域基本計画に変更したほか、文言の整理、計画期間の5年延長などの改定が行われ、平成29年12月22日付で改正法に基づく国の同意を得たことから、引用条項及び文言について改正するものでございます。

また、本条例の有効期間が平成30年3月31日をもって満了となることから、今後も引き続き新規企業の立地促進や既存企業が設備投資しやすい環境を維持するため、平成35年3月31日まで延長するものでございます。

なお、改定後の基本計画に定められた重点促進区域に変更はなく、本条例に規定されている制度の内容にも変更はございません。以上でございます。

○市川委員長 これより議案第17号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○市川委員長 以上で議案第17号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に議案第18号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 議案第18号について、提案者の説明を求めます。建築住宅課長。

○榎本建築住宅課長 建築住宅課長、榎本です。よろしくお願いいたします。

議案第18号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について、内容を説明させていただきます。

条例改正の趣旨といたしましては、上位法である公営住宅法の改正に伴いまして、認知症患者 等である公営住宅入居者の収入申告義務を緩和することができるように改正になりまして、また、 引用条項を整理するために条ずれを改正するというものです。

条例改正の内容といたしましては、市営住宅の入居者は家賃算定のため、毎年、市長に対し収入を申告しなければならないとなっておりますが、入居者は認知症患者等、これは認知症患者、知的障害者、精神障害者及びこれらに準ずる者となってございますが、これらである場合においては、収入を申告すること及び市からの報告の請求に対して応じることが困難な事情にあると市長が認めたときにはこの限りではないということが条例の中に反映されたものでございます。

以上、説明を終わります。

- ○市川委員長 これより議案第18号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。
- **〇黒木委員** よろしくお願いしたいと思います。

先ほど御説明ありましたように、この市営住宅に入っている方たち、毎年の収入の確認をされるということなんですが、一度入ってしまうとずっと出ないということで、障害を持っていて、一定の収入以外の人は出ていったというか、市営住宅から出ていったような人というのは、今までというか、29年からそんなにさかのぼっちゃうとわからないかなと思うんですが、おおよそいるか、いないかで御答弁いただければと思います。以上です。

- 〇市川委員長 建築住宅課長。
- ○榎本建築住宅課長 今の御質問についてなんですけれども、確認なんですけれども、収入が限

度額を超えた場合以外で退去された方いらっしゃるかどうかという御質問でしょうか。

実は、平成29年度にもちょっと認知症が疑われる方で、御家族の方と御相談して、福祉関係の部署とやり取りをして、その中で、一人で生活するのが困難だということになりまして、施設等に移るために退去された方がおりました。

今回の条例の中で、認知症等ということが書いてあるんですけれども、基本的には市営住宅でお一人で生活をすることが困難な場合などにつきましては、御家族の方などと連絡をとったり、福祉担当部署などと連携をとりながら、適切な方法で施設などへ入居を進めるなどして、対処してきております。以上です。

〇市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 ただいま答弁がありました、特段のそういう認知症が発症したとか、病気になって そういう施設等に移動するというようなことではなくして、今、社会の経済状況が余り思わしく ない中で、最初に入るときには収入が入れる条件が満たされていたわけですけれども、その後に 査定の中で少しは収入ベースが上がって出ていったというようなことで、いるのか、いないのか ということだけをお聞きしたかったんですが、その辺について再度お伺いしたいと思います。

〇市川委員長 建築住宅課長。

○榎本建築住宅課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市営住宅入居者の方で、毎年収入を御申告により確認させていただいておりますが、収入が規 定の額を超過された方に対しては警告を行いまして、2年続けて限度額を超えている場合には退 去いただくような形で調整させていただいております。

既に収入が多くなったからと自主的に退去された方はいるというふうに伺っておりますが、この1年間ではそういう事例はございません。

- 〇市川委員長 池辺委員。
- ○池辺委員 おはようございます。

質問なんですが、今現在で精神障害とか認知症で出なければいけないという方はいるのか、いないのかが一つと、過去二、三年で結構ですから、そういった方がいたからこういった形で変えるのかというのをちょっと聞きたかったので、お願いします。

- 〇市川委員長 建築住宅課長。
- **○榎本建築住宅課長** 現在、入居者の中では、この条項に該当する方はいらっしゃいません。また、今回の条例改正につきましては、上位法である公営住宅法の改正に伴いまして、その中で必要条項を各市町村条例でも改正するようにという通知がありまして、それに基づいて変えるもので、牛久市でこういう事例があったから変えるというものではございません。以上でよろしいでしょうか。
- 〇市川委員長 池辺委員。
- ○池辺委員 ありがとうございます。

過去3年ぐらいであったのかというのをちょっと聞きたかったんですけど。

〇市川委員長 建築住宅課長。

- **○榎本建築住宅課長** ただいまの御質問で、過去3年以内ということなんですが、今年度1件あったことは私も確認しておりますが、ちょっとそれ以前のことについては把握しておりません。 必要であればまた調査して御報告いたします。
- 〇市川委員長 甲斐委員。
- **〇甲斐委員** おはようございます。

ちょっと質問がかぶるかもしれないんですけれども、文言の中の、困難な事情にあると市長が 認めるときはこの限りではないというお話があるんですけど、これはどのような場合なのかをち ょっと確認しておきたいと思います。1点です。

- 〇市川委員長 建築住宅課長。
- ○榎本建築住宅課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

自己申告することが困難な場合というのは、例えば認知症等でこちらから御本人に対して御質問をしてもお答えができない場合、法令上では本人が申告するとなっているんですが、今回、そのような場合に関しては、御本人から確認できない場合にという、そういうことで認識しております。

○池辺委員 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○市川委員長 以上で議案第18号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第19号について、提案者の説明を求めます。

- 〇市川委員長 環境政策課長。
- ○中野環境政策課長 環境政策課、中野です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)のうち、環境政策 課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出でありますが、補正予算書22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

上の段、款4衛生費項1保健衛生費目4環境衛生費0112「バイオマスタウン構想を運用する」の11需用費ですが、木質ペレット製造施設で使用する製造機器の消耗部品であるペレタイザーローラーが使用状況を確認したところ交換が不要となったため、75万円を減額するものです。

続いて、16原材料費ですが、バイオディーゼル燃料の製造に使用する薬品のメタノールが当初の予定量より減少したため、70万円の減額となり、合わせて145万円を減額するものです。以上です。

- 〇市川委員長 廃棄物対策課長。
- **○栗山廃棄物対策課長** 廃棄物対策課の栗山です。よろしくお願いいたします。

廃棄物対策課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の22ページ、23ページをごらんください。

款4衛生費項1清掃費目2塵芥処理費1003「清掃工場を維持管理する」、23積立金に関しましては、牛久市生活環境施設整備基金条例に基づき、生活環境施設及び生活環境施設に関連する施設の建設並びに、それらの施設の運営に関する事業に要する資金に充てるため、今年度、積立金2,000万円を増額補正するものであります。

次に、款4衛生費項2清掃費目2塵芥処理費の0106「清掃工場を安全運転する事業の委託料」は、ダイオキシン類調査委託料を30万円、清掃工場排出物資質調査委託料30万円、清掃工場施設運転管理業務委託料180万円。

次に、0114「一般廃棄物を資源化処理する事業」の委託料を資源化処理の中で使用済み小型電子機器のピックアップの委託料74万7,000円、塵芥処理の中の使用済み乾電池の処分処理委託料110万3,000円。

次に、0115「生ごみたい肥化事業を実施する事業」の委託料110万円を契約差金等により減額補正するものであります。

以上が廃棄物処理課の補正予算になります。

- 〇市川委員長 農業政策課長。
- 〇神戸農業政策課長 おはようございます。農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)のうち、当課所管 の補正予算について御説明させていただきます。

当課所管の補正予算は全て事業確定による減額となりますけれども、その中の主なものについて御説明させていただきます。

補正予算書の22ページ、23ページをごらんください。

一番下、下段ですね、款 6 農林水産業項 1 農業費目 3 農業振興費 0 1 0 2 「農業や漁業団体等の活動を支援する」、そのうちの青果物等出荷用梱包箱補助金 5 0 0 万 9 , 0 0 0 円、この事業は、 J A 竜ケ崎の西瓜部会、大根部会、花き部会、メロン部会に対して段ボールの補助を行っているものです。通常は 1 0 %の補助を出しておりまして、県の銘柄産地指定を受けているものについては 3 0 %補助しております。

現在、銘柄産地指定を受けているものは、花き部会の中の小菊部会のみなんですけれども、大根部会がここ数年売り上げと出荷量を伸ばしておりまして、銘柄産地の指定に格上げされるんではないかと、その可能性を予想して予算計上しておりましたけれども、今年度は格上げがなかったことにより減額となります。

そのページの一番下、0103「農地中間管理事業を推進する」と、茨城県機構集積協力金交付事業費補助金843万2,000円、こちら12月補正で要求をしてとったものなんですけれども、12月の段階では県のほうから市への交付単価がまだ未決定ということで、県全体の実績を見て単価を決めるということで、最大限の補正をとるということで財政課のほうと調整しまして、とらせていただきました。今年度、ことしになりまして、1月になり単価が決定しまして、確定によります減額となります。こちらは歳入のほうも同額の減額補正をしております。以上となります。

- 〇市川委員長 商工観光課長。
- **〇大里商工観光課長** 失礼いたしました、商工観光課、大里です。よろしくお願いいたします。 商工観光課所管の主な補正予算について御説明させていただきます。

補正予算書24、25ページをごらんください。

上から2つ目になります。款7商工費項1商工費目2商工業振興費0107「ハートフルクーポン券事業を支援する」補助金780万円の減額となります。これは、当初予算の計上時は商工会の意向でハートフルクーポン券の発行額を6億円としておりましたが、28年度後期分、3億円が完売するまで2カ月以上を要したことから、商工会の判断により前期2億円、後期4億円の予定を後期3億円に見直し、合計5億円の発行としたことにより減額するものでございます。

続きまして、そのすぐ下になります。 0 1 0 8 「企業を誘致し進出希望企業を審査する」報償費2,100万円の減額となります。こちらは、今年度、日本メクトロン株式会社、ゼリア新薬工業株式会社、株式会社太田胃散の3社につきまして、企業誘致奨励金の交付額が確定したことにより減額するものでございます。以上でございます。

- 〇市川委員長 都市計画課長。
- **〇山岡都市計画課長** 都市計画課、山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから都市計画課所管のエスカード関連を除く主な内容を御説明させていた だきます。

まず歳入でございますが、12ページ、13ページをごらんください。

一番上の欄になりますが、款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節4都市計画費補助の社会資本整備総合交付金(旧都市公園整備事業補助金)(国補正事業分)につきまして、このたび国の補正予算に伴う追加事業として採択されましたことにより、30年度予定しておりました補助金の前倒しとしまして、記載されております6,000万円のうち都市計画分として4,500万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、16ページ、17ページをごらんください。

4段目になりますが、款2総務費項1総務管理費目6第3管理費の0109「未利用地を売却する」につきましては、委託事業費確定のため270万円を減額するものでございます。

次に、26ページ、27ページをごらんください。

中ほどになりますが、 数 8 土木費項 4 都市計画費目 3 公園費の 0 1 0 9 「運動公園借地を取得する」につきましては、国からの交付金が要望額より少なかったことによりまして、事業費として 3, 3 1 0 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次にその下、0111「牛久運動公園の駐車場を整備する(国補正事業分)」につきましては、 先ほど歳入において御説明させていただきましたが、国の補正予算に伴う追加事業として採択されましたことにより、30年度に予定しておりました事業を前倒しし、駐車場新設工事の9,00万円を増額するものでございます。

次に、その2つ下になります、目6駅周辺整備費0101「駅周辺環境を適正に管理する」につきましては、非常勤職員の報酬額確定及び維持補修工事の事業費確定により450万1,00

0円を減額するものでございます。

最後に、その下、0102「駅昇降施設を維持管理する」につきましては、昇降機保守点検、 昇降機維持補修工事の事業費確定などによりまして、230万8,000円を減額するものでご ざいます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇市川委員長 建設部次長。
- ○藤田建設部次長 建設部の藤田です。

私のほうからエスカード関連の補正予算の内容を説明したいと思います。補正予算書の26、27ページ、一番下でございます。0104「エスカードビルの利活用を図る」1,525万5,000円の減額です。こちらの主な内容なんですけれども、まず13委託料、設備保守管理とあります。このうちの、まずこちらなんですけれども、エスカードの地下駐車場、こちらの設備の保守管理費を当初とっておったわけですけれども、こちらはエスカードの全ての床を一括で牛久土地開発株式会社に賃貸するということになりましたので、市で管理委託をする必要がなくなったということで、このうちの500万円を不用額として減額を計上しております。また、残りの委託料の108万9,000円と14使用料及び賃借料888万円です。こちらにつきましては、新たな駐車場を整備する場合の費用として確保しておいたものですけれども、新たな駐車場の整備というのは実績がなかったということで、全額不用額として今回計上させていただきました。以上、エスカード関連の補正予算となります。

- **〇市川委員長** 建築住宅課長。
- ○榎本建築住宅課長 建築住宅課、榎本です。よろしくお願いいたします。

建築住宅課所管の補正予算について御説明させていただきます。

資料の10ページをごらんください。

ページのほぼ中央、款13使用料及び手数料項02手数料目03土木手数料節02都市計画手数料01開発行為許可手数料、こちら、補正前の予算額150万円であったものが30万円の減額で、補正後額120万円となってございます。減額の理由といたしましては、開発許可の実績に基づく見込みが予測した数値を下回ったためです。

関連いたしまして、財源の変更があります。

資料の24ページをごらんください。上から3段目、款8土木費項1土木管理費2建築指導費について、特定財源その他が30万円の減額となり、一般財源が30万円の増額となってございます。

建築住宅課分の補正予算の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

- 〇市川委員長 道路整備課長。
- ○藤木道路整備課長 道路整備課、藤木です。よろしくお願いいたします。

私のほうから道路整備所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、11ページをごらんください。

上から4段目、款13使用料及び手数料項1使用料目4土木使用料節1道路橋梁使用料の道路

占用についてでございますが、こちら東京ガスさんのほうの整備が進められたことによりまして、 200万円を増額するものでございます。

次に、一番下の欄をごらんください。

款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節2道路橋梁費補助金、次ページの1件も含めまして、5つの社会資本整備総合交付金につきましては、いずれの交付金も国からの交付が予定した額より少なかった、少なくしかいただけなかったために、5つの交付金合わせまして1億4,262万2,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出についてでございます。

24ページ、25ページをごらんください。

中ほどになります。款8土木費項2道路橋梁費目1道路橋梁総務費の0101道路台帳を加除 修正する事業につきましては、道路台帳修正業務の委託の事業費の確定に伴いまして155万8, 000円を減額するものでございます。

その下、目2道路維持費の0107「橋梁を維持管理する事業」につきましては、歳入でも御説明しましたとおり、国からの交付金の交付が予定より少なかったこと、それから、工事請負差金等によりまして1,453万1,000円を減額するものでございます。

その下、目3道路新設改良費の0102「市道23号線北側延伸第2工区を改良舗装する」の1億2,354万4,000円、それから、0103「市道を改築整備する」の4,887万6,000円、それから、0106「狭隘道路を拡幅整備する」の2,912万3,000円、次のページに移りまして、0108「通学路の安全確保のため市道を改良舗装する」の1,185万円、目4排水路整備費の0103「道路冠水被害を軽減するための雨水排水施設を整備する」の1,321万3,000円につきましては、先ほどと同様に国からの交付金の交付が予定より少なかったため、交付された金額でできるだけの事業に合わせる形で歳出についてもそれぞれ減額をするものでございます。

済みません、前のページに戻っていただきまして、0105 「市道 8 号線を改良舗装する」の 44万9, 000 円、それから、一番下ですね、0107 「奥野地区の市道を改良舗装する」の 916万5, 000 円、申しわけありません、また次のページに移りまして、目 4 排水路整備費 の 0102 「既存団地の雨水排水整備をする」の 263万2, 000 円につきましては、事業費 のほうがほぼ確定したことによりまして、請負差金等の施行残としてそれぞれ減額をさせていた だくものでございます。以上でございます。

〇市川委員長 下水道課長。

〇野島下水道課長 下水道課、野島です。よろしくお願いいたします。

私のほうから下水道課所管の内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございます。

10ページ、11ページの一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

款14国庫支出金項2国庫補助金目3衛生費国庫補助金節1保健衛生費補助金、こちらの排水 処理施設等整備費補助金でございますが、合併浄化槽設置補助といたしまして、国の補助交付額 決定に伴い114万円を減額するものでございます。

次に、12ページ、13ページの上から4段目になります。

款15県支出金項2県補助金目2衛生費県補助金節1保健衛生費補助金の廃棄物処理施設整備費補助金でございますが、こちらも合併処理浄化槽設置補助としまして、県の補助交付額決定に伴いまして、368万6,000円を減額するものでございます。

次に、同じページの一番下の欄になります。

款18繰入金項2基金繰入金目3借地取得基金繰入金節1借地取得基金繰入金でございますが、 こちら、12月の議会で用地取得の決議をいただきました根古屋川緑地、こちらの借地をしてい た部分の取得を見込んでいた額、こちらの額の確定に伴いまして1,491万5,000円を減 額するものでございます。

続きまして歳出に移ります。

22ページ、23ページをごらんください。

款4衛生費項1保健衛生費目4環境衛生費0103「合併処理浄化槽の設置を助成する」でございますが、先ほど歳入のほうで御説明しましたとおり、国及び県からの補助交付額の決定に伴いまして511万6,000円を減額するものでございます。

次に、26ページ、27ページの上から 2 段目の欄、款 8 土木費項 3 河川費目 1 準用河川費 0 1 0 2 「結束川の拡幅をする」でございますが、こちらも調整池用地の取得見込み額確定に伴いまして、1 2 7 5 3 , 0 0 0 円を減額するものでございます。

最後に、同じページの下の欄になります。款8土木費項4都市計画費目2公共下水道費010 1「公共下水道事業特別会計操出金」でございますが、下水道事業特別会計におきます事務事業 の執行額の確定及び今後の施行見込み額による不用額等の調整に伴いまして、4,413万9, 000円を減額するものでございます。以上でございます。

〇市川委員長 これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。副委員長。

○利根川副委員長 合併浄化槽の件なんですが、23ページ、国、県の補助額が決まったということは、補助の金額が変わったのか、それとも、申し込み数が少なかったのか、この点をお尋ねします。

それと、ハートフルクーポン券、6億円を5億円になったということなんですが、これをもう少し詳細をお尋ねします。

- 〇市川委員長 下水道課長。
- **〇野島下水道課長** お答えいたします。

合併浄化槽につきましては、牛久市のほうから要望した補助金の額に対して、国のほうからの 交付率のほうが92.7%であったということで、要望額を満額いただけなかったということで ございます。当初予定としては60基を補助するという予定で予算を組ませていただきましたが、 実績としましては58基の補助ということになってございます。以上です。

〇市川委員長 商工観光課長。

〇大里商工観光課長 私のほうからは、ハートフルクーポン券の発行が6億円から5億円になった理由で、もっと詳細にという御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、28年度は5億円、29年度も5億円という実績となっております。28年度、後期分 の売れ行きが悪かったことによりまして、29年度、2億円、4億円の予定が2億円、3億円に なったということなんですが、この後期分の売れ行きが悪かった理由といたしましては、まず2 4年度から26年度につきましては、観光協会のほうで発行していたわけなんですけれども、そ の当時は大型店舗が、こちらはイズミヤさんですね、こちら1事業所のみでございました。こち らは1冊1万1,000円分、全額ですね、こちらのイズミヤさんで使用ができました。27年 度につきましては、イズミヤさんのほうで9,000円まで、というのは大型店で使用ができな いものが500円券4枚、こちらの分が使用できないというふうになりました。続きまして、2 8年度、28年度は商工会のほうに発行が変わりましたので、大型店舗が9店舗にふえました。 その段階で大型店で使用できる金額が4、000円のみというということに変更になりました。 ですので、こちらの大型店舗で使用できる金額が今までは、前年ですね、9、000円だったも のが4,000円に減ったことが一つ上げられると思います。また、平成27年度につきまして は、キッズカード、シニアカードによる2,000円の割引がございましたが、28年度はその 割引がなくなりましたので、そちらの二つの理由が上げられて、28年度の後期分の売れ行きが 悪かったということにつながってまいります。それで29年度が後期分3億円に減ったというこ とでございます。以上です。

〇市川委員長 副委員長。

〇利根川副委員長 合併浄化槽の国、県の補助金というのは92.7%、これは今後ともこうい う形で全部来るのかどうかですね、この点もうちょっと確認をしたいと思います。

それと、ハートフルクーポン券、今聞いておりますと何か毎年違うような、いろんな話がある んですが、このハートフルクーポン券の補助についての市のほうの効果というのはどのように受 けとめているのかお尋ねします。

〇市川委員長 下水道課長。

〇野島下水道課長 御質問にお答えいたします。

国、県のほうの補助金につきまして、今年度は92.7%、来年度以降同じように来るのかというところについては、正直、来るとも、来ないとも読み切れないところではございますけれども、過去3年の実績としましては、平成26年度が61%、要望額に対していただけた率がです、27年度が77.7%、28年度が80%、そして今年度が92.7%ということで、徐々にふえているようにこの3年では見えるんですけれども、ちょっとこのまま行くのかというは、申しわけありません、今現時点では読み切れないというのが現状でございます。以上です。

〇市川委員長 商工観光課長。

〇大里商工観光課長 では、ハートフルクーポン券の効果ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、ハートフルクーポン券の発行事業の目的でございますけれども、こちらは市内の消費者

の購買意欲を喚起することで、市内の商工振興を進行するということが目的でございます。こちらのクーポン券を利用することで、消費者が市内の店舗に足を運ぶきっかけとなることで、各店舗の販売促進はもちろんのこと、市内での消費活動が活発化し、市外への流出を食いとめるということになると考えてございます。

市内業者への効果につきましては、具体的に数字にあらわせるものではございませんけれども、クーポン券の取り扱い店舗数ですね、こちらが年々増加していることを見ましても、業者側にとってもメリットを感じるということ、感じるからこそ取り扱い店舗が継続していると思われます。また、27年度の実施なんですけれども、ハートフルクーポン券利用の実態調査というのを国の補助をいただいて実施したわけなんですが、クーポン券の利用目的の設問で、ふだんの買い物をクーポン券で支払ったというふうに回答した方が54%、クーポン券の入手がきっかけとなって商品等を購入したと回答した方が46%の方がいらっしゃいました。そういう結果が出たんですけれども、これを見ましても、クーポン券の購入が呼び水となって消費者の購買意欲が喚起されたということの裏づけになったと考えております。以上でございます。

〇市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 合併浄化槽なんですが、年度当初、予約を受け付けるということですが、聞くところによると、建設業者がまだ要求もない中で、その合併浄化槽の権利を持つというような話も聞いているんですが、現状としてそれはどうなのか、合併浄化槽の建設を9月以降申し込んだ場合には、全くそういうことでだめだとか、大体4月、5月でほぼ満タンになってしまうとかという話もこれまで聞いていたんですが、その点についてちょっと確認をしたいと思います。

〇市川委員長 下水道課長。

〇野島下水道課長 お答えいたします。

ます、今最後に言われた4月、5月になくなってしまうかどうか、これが年度によってかなりまちまちでございます。実は、28年度、一昨年については、4月スタートして2日、3日目にはもう午前中にはなくなって、いっぱいになってしまったというのが現状です。29年度、昨年というか、今年度ですね、の4月については、実際、9月ぐらいまで徐々に、4月最初の1週間ぐらいが半分ぐらいドンと申請が来るんですけれども、最終的にもうこれ以上出せないとなったのが9月中頃だということで、2日でなくなってしまう年もあれば、四、五カ月受付ができる状況というような、年度によってちょっと正直まちまちであるというのが実情です。

それと、先ほど一番最初に話のあった業者さんが枠をとってしまってというようなお話がありましたけれども、申請の時点で建築確認、個人の方が家を建てるとか、そういうような提出する 書類がございますので、架空の書類、もしくは架空で業者さんが20戸枠をとってしまって、 そこから誰かつける人を探すというような状況ではないということでございます。以上です。

〇市川委員長 黒木委員。

〇黒木委員 お願いいたします。

市の未利用地を売却するということで、今、市のほうも努力なさっているわけですけれども、 宅建協会のほうに対して、これはどのような手数料というか、一般的な手数料をお支払いしてい るのか、それとも何か特段の契約の中でやっているのかということをお聞きしたいと思います。 それと、清掃工場のほうの一般廃棄物ですね、先ほど資源物処理の中で、電池等の処理でマイナス要因が出たということなんですが、前に携帯電話等の、要するに都市鉱山ということでの基金というか、銀だとか、要するにコンピューター系に使う希少金属みたいな、今言われたレアメタルみたいなものが今抽出しているというか、廃棄物の中でどのようになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇市川委員長 都市計画課長。
- **〇山岡都市計画課長** それではお答えいたします。

宅建協会への報酬の件ですけれども、こちらにつきましては、平成29年1月25日に宅建協会のほうと協定を結んでいるわけなんですが、その協定の中で、報酬について定めております。ただ、こちらの報酬につきましては、宅地建物取引業法というのがあるんですけれども、そちらの中で宅建協会への報酬というのが定められております。そちらをもとにうちのほうの協定にも盛り込んで、金額によってパーセントというの決まっているんですけれども、そちらをもとに算定しましてお支払いしている状況です。以上です。

- 〇市川委員長 廃棄物対策課長。
- ○栗山廃棄物課長 黒木委員の御質問にお答えします。

都市鉱山なんですが、携帯電話が主になると思うんですけれども、その中でも金とか銀とかありますので、それを使って東京オリンピックでメダルをつくろうというプロジェクトが、国のほうが主導になって行っております。牛久市もその事業に当初から参加しておりまして、そういう携帯電話とかがこちらに来れば、そちらの協会のほうを通じて提供しております。以上です。

- 〇市川委員長 黒木委員。
- **○黒木委員** 市の未利用地の売却ということで、一般の不動産の取引ということで理解いたしました。なかなか売れないものを売ってもらうということだと、やはりそこにはプラスアルファの 手数料的なものが発生するのかなというふうにちょっと考えたもので、質問しましたけれども、これについては答弁はいりません。

それと、都市鉱山に関しましては、今携帯電話等の集まるというか状況、とれる量のランニングコスト的なものについてはどんなになっているのかちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

- **〇市川委員長** 廃棄物対策課長。
- ○栗山廃棄物課長 ランニングコストなんですけれども、集め方としましては、各公共施設の入り口のところにボックスが置いてありまして、そこに入れてもらうという方法と、あとは通常の回収、不燃物の回収のときに回収して、クリーンセンターで分けるという方法があります。ただ、これも費用対効果という話になっちゃいますと、そのもの自体を売っても余ったものというか、資源物は売れているんですけれども幾らにもならない。ただ、そのまま捨てちゃうと、今度、埋め立て処分ということで、廃棄するのにも最終処分するにもお金がかかりますので、そのお金というか、資金を使わないと、なるべく、というようなことで効果はあると思います。以上です。

〇市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 本当に、今言われたのがまさにそうだと思うんですけれども、少しでも利用できるものはという、当初の考え方でしたけれども、少しでも、今オリンピックのメダル等に寄与できるのであれば、それはそれなりにいいのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、どんどん数は多分少なくなっているだろうなということで、集まる状態は悪いだろうということで、今質問をしたわけなんですけど、以上で答弁いりません。

○市川委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇市川委員長 以上で議案第19号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に議案第21号、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。議案第21号について、提案者の説明を求めます。下水道課長。

〇野島下水道課長 下水道課、野島です。

私のほうから議案第21号、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) の内容につきまして御説明いたします。

まず歳入としまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

上からまいります、款 5 繰入金項1他会計繰入金目1一般会計繰入金節1一般会計繰入金でございますが、下水道事業特別会計におけます事務事業の執行額の確定及び今後の執行見込みによる不用額等の調整に伴いまして4,413万9,000円を減額するものでございます。

次に、款8市債項1市債目1下水道建設債節1下水道建設債でございますが、国の補助交付額 決定、事務事業の執行額の確定及び今後の執行見込み額による不用額等の調整等を行いまして、 汚水事業債としまして800万円の減額、雨水事業債としまして140万円の増額、流域下水道 事業債としまして990万円の減額、合計1,650万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。10ページ、11ページをごらんください。

款1下水道事業費項1下水道管理費目1一般管理費につきましては、0102「下水道行政の 企画調整をする」におきまして、執行見込み額の確定に伴い、委託料のうち下水道事業法適用化 業務として101万2,000円の減額、消費税申告業務として13万円の増額、合計88万2, 000円を減額し、また、今年度中の消費税申告額の確定に伴いまして、公課費として1,53 3万8,000円を減額するものでございます。

次にその下、目2維持管理費につきましては、執行額確定及び維持管理負担金の確定に伴いまして、0101「汚水管を維持管理する」では、工事請負費としまして150万円、負担金として112万円、合計262万円、0103「老朽化した管渠を改築する」では工事請負費として800万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、その下の欄、款1下水道事業費項2下水道建設費目2公共下水道(雨水)建設事業費につきましては、執行見込み額の確定に伴い、0102「田宮地区の雨水管渠を布設する」では、委託料として229万2,000円、補償補塡及び賠償金として371万9,000円の合計601万1,000円、0103「東みどり野地区の雨水管渠を布設する」では、補償補塡及び賠

償金として1,324万4,000円、0104「上町排水区の雨水管渠を布設する」では、補償補塡及び賠償金として100万円、0106「上町排水区の調整池を整備する」では、公有財産購入費として138万5,000円、補償補塡及び賠償金として180万円の合計318万5,000円、0107「下町第5雨水幹線を布設する」では、委託料として40万円、こちらをそれぞれ減額するものでございます。

最後に、一番下の欄、款1下水道事業費項2下水道建設費目3流域下水道整備事業費につきましては、茨城県が行っております流域下水道事業の執行見込み額確定に伴いまして、0101 「霞ケ浦城南流域下水道建設負担金を支出する」で負担金として995万9,000円を減額するものでございます。以上でございます。

○市川委員長 これより議案第21号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○市川委員長 以上で議案第21号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第31号牛久市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第31号について、提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 それでは、私のほうから議案第31号、牛久市道路線の認定につきまして 御説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、一覧表をごらんください。

今回は5路線の認定となります。

市道3493号線、栄町三丁目、延長が45メートル、同じく3494号線、田宮町、延長が36メートル、同じく3495号線、南二丁目、延長71メートル、同じく3496号線、桜田一丁目、延長が41メートル、同じく3497号線、ひたち野西三丁目、延長が128メートルでございます。位置図のほうをつけさせていただいておりますので、それぞれ場所のほうにつきましては御確認いただければと思います。

今回の5路線につきましては、全て民間の開発行為によりまして整備された道路の帰属を受けて新たに市道の認定を行うものでございます。以上です。

- ○市川委員長 これより議案第31号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。
- **○黒木委員** 市からの市道の指定をもらうためには、条件というのはどういうふうになっている のかちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇市川委員長 道路整備課長。
- ○藤木道路整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

開発行為につきましては、事前の協議をいただいておりまして、当然排水の問題だとか、そういった公共施設、そして水道とかガスとか、そういったものが整備されて、公共性のある部分というものにつきまして帰属を受けて、市道の認定をするという形になっております。以上です。

〇市川委員長 黒木委員。

- **○黒木委員** とりあえずその地権者の同意をもらった形で要請というか要望すれば、市道という 形になるのかどうかの確認をしたいと思います。
- 〇市川委員長 道路整備課長。
- **○藤木道路整備課長** 開発行為以外の話ですよね、きっとね。それにつきましては、やっぱりそれぞれの場所によっていろんな条件がございますので、その都度ちょっと御相談いただいて、判断していくしかないかなというふうに思っております。以上です。
- ○市川委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○市川委員長 以上で議案第31号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第32号牛久市道路線の路線変更についてを議題といたします。

議案第32号について、提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 続きまして、議案第32号、牛久市道路線の路線変更につきまして御説明 をいたします。

同じように資料のほうめくっていただきまして、一覧表のほうをごらんください。

市道689号線と2267号線の2路線の変更となります。

位置図のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、田宮町の市道689号線についてでございますが、こちらにつきましては、市道23号線の青果市場脇の部分が開通をしたことによりまして、終点を変更いたしまして、235.9メートルから34メートルに変更するものでございます。

ちなみに、23号線からの西側の部分につきましては、のり面下の排水施設のみとなっておりまして、道路のほうの形態というふうにはなっていないところになります。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして、島田町の市道2267号線でございます。こちらにつきましては、島田町地内の道路整備を行うに当たりまして、雨水排水路の整備を管理用道路を含め、幅員3メートルで進めているところでございます。図面の市道2264号線のほうから市道2267号線のほうに向かって排水ができるように今回市道2267号線の起点を変更いたしまして、134.37メートルから176メートルに変更をするものでございます。以上です。

- ○市川委員長 これより議案第32号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。副委員長。
- **○利根川副委員長** 行政財産の変更ということで689号線、相当短くなったんですが、先ほどの説明ですと西側部分ですね、これは道路としてあったのか、先ほどの話ですと雨水排水だけということなんですが、これは排水した後の雨水の問題、道路の問題というのはどうなるのか、実際にこれ道路としてあったのかどうかということも含めてお尋ねします。
- 〇市川委員長 道路整備課長。
- ○藤木道路整備課長 利根川委員の御質問にお答えいたします。

現況といたしましては、23号線の整備前から道路の形態ではなく、排水のみの状態になって

おりました。今回、23号線を整備しまして、一応盛り土等もあったんですけれども、この団地側との境、やっぱりのりの状態になっていますので、そののりの下の排水をするために、新たにU字溝のほうは設置をして、その排水の機能としては今も残っているという状態でございます。以上です。

- 〇市川委員長 副委員長。
- **○利根川副委員長** 行政財産の、このような形で変更したりする、当然、行政財産を処分するに当たっては同等のものが必要だということになっているわけですけれど、実際にはこれ道路として使われていたのかどうか、これ2. 73メートルですか、一番狭いところで。これは、雨水排水だけのものとして確保してあったのか。もう少し詳しく行政財産として689号線があったということについて、もうちょっと詳しく聞きたいと思います。
- 〇市川委員長 道路整備課長。
- ○藤木道路整備課長 再度の御質問にお答えいたします。従前からこちらにつきましては、道路としての形態はなっておりませんでした、実際。ここには大きな、簡単に言ってしまえば大きなU字溝なんですけれども、が整備されていたという状況でございます。それを今回23号線の整備に伴って、その大きな側溝そのものは23号線のほうに雨水のほうの整備をしましたので、従前の大きなU字溝のような排水は必要はなくなったんですけれども、やはりのり面の下ということで排水はしなければ、機能は持たせなければいけないということで、新たにU字溝を設置して、排水の機能だけは今も持たせているという状況でございます。以上です。よろしいでしょうか。
- 〇市川委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇市川委員長 以上で議案第32号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第33号、牛久市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案第33号について提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 続きまして、議案第33号、牛久市道路線の廃止につきまして御説明いたします。

同じように、めくっていただきまして、一覧表のほうをごらんください。

市道955線と970号線の2路線の廃止となります。

位置図のほうをごらんください。

まず、牛久町の市道955号線についてでございますが、場所は旧道の瑞野酒店さんの前のところになります。裏のほうに現地の写真をつけさせていただいておりますが、防火水槽や大きな木があります。御神木という話も伺っております。実際、このような状況で、道路として通行できない状況となっております。そのため、この955号線を廃止をさせていただいて、その用地の一部を近くにございます956号線、こちらの隅切りと拡幅部分等を交換していただいて、956号線のほうの通行がしやすくなるように改善を行うものでございます。

続きまして、同じく牛久町の市道970号線でございます。場所は、位置図のほうをごらんい ただければと思うんですが、常磐線の柏田踏切のやや南側になります。こちらにつきましても、 裏に写真をつけさせていただいております。現在、写真のような形で道路として使えないような、通行できないような状況となっております。そのため、こちらもこちらの970号線を廃止をさせていただいて、その用地と脇にあります962号線の隣接部分と交換をしていただいて、すれ違いのための待避所を設け、962号線の通行をしやすくするように改善を行うものでございます。以上です。

〇市川委員長 これより議案第33号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 よろしくお願いします。

970号線についてなんですが、廃止になったということで、市道の上に家が建っている状態 ということで、かなり古い登録だったと思うので、ちょっと詳細についてもしおわかりになれば ということと、市内にほかに同じような事例がありましたらお示しください。

〇市川委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 どうしてこのような形になったかという経緯でございますが、正直申し上げまして、詳しいことはわからないというのが正直なところです。ただ、古い公図等を確認しますと、この970号線というのが、位置図をごらんいただいてなんですけれども、この常磐線ができる前は、ちょうど反対側に道路があるんですが、こちらのほうと接続していた模様です。常磐線ができたときだと思うんですけれど、分断をされて、この土地が、970号線がちょっと道路としては使えない、機能しないような状態になって、こちらのお宅といいますか、こちらのほうで使用されてしまったような状態なのかなと。済みません、正直詳しいことはわからないんですけれども、その辺はちょっと想定というか、そういう形になってしまうんですが、申しわけありあませんけれども。以上です。

済みません、一つ答弁漏れありました。市内に同じようなところがあるかということなんですが、今のところはちょっと把握はしておりません。万が一、あり得る話ではあると、なくはないと思いますので、もしそういう事態がわかったときには、同じような手続きをとったりとか、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〇市川委員長 よろしいですか。黒木委員。

○黒木委員 この2つの案件は、ちょっと今まで出てこなかったような感じなんですけど、その 交換する土地を前の人がその土地を持ってないと交換という条件にはならないと思うんだけれど も、その辺がちょっと不明なので、ちょっとその辺説明いただければと思うんです。

〇市川委員長 建設部次長。

〇長谷川建設部次長 建設部次長の長谷川です。

今まで、余りこのような事例は確かになかったと思いますけれども、今回のやつも市道としては一旦廃止させていただきまして、権利につきましては、もちろん土地の持ち主については牛久市が持っているわけなんですが、方法としては売買とか、交換とか、いろいろ、貸与とかいろいろあると思いますけれども、今回このどちらの土地に関しましても、隣接地に地権者の方がいらっしゃって、狭隘の道路を広げるというふうな我々の要望もございますので、今回につきまして

は交換をさせていただきたいと。議案には直接関係ございませんけれども、我々の今後の予定といたしましては、交換を先ほど課長のほうで説明があったとおり、隅切りだの拡幅だの、待避所だのに交換をさせていただきたい。次の案件も交換かどうかというのは、これは未定でございます。もしかすると持っていない方がいらっしゃるかもしれないので、それは単純に売り買いになるかもしれないし、交換になるかもしれないし、この案件については交換でございますが、次については未定でございます。わかりません。以上でございます。

○市川委員長 ほかにありますか。副委員長。

○利根川副委員長 955号線のほうの廃止なんですが、先ほどの説明ですと道路の形態をなしていないような話なんですが、これは実際には登記上は行政財産として登記をしてあるというふうに思うんですが、この点について、ここに木が植わっているということ自体がよくわからないんですが、これらを含めてどのように調査されてこういう方向になるのか。

それと、956号線のほうが先ほどの話だと幅員が広くなるということですけれど、そうしますと行政財産として面積がふえるわけであって、それならば路線変更とかそういう方向にならないのかどうか、それを確認したいと思います。

それと970号線については、これを見ますと、家が建っているわけですね。どの程度の、当然その家が建っているうちは登記をしているというふうに思うんですけれど、その登記自体はどうなっているのか、これが市の行政財産としての登記であって、そしてまたこの家が建っているほう自体が同等のところを登記しているということになると、結構大きな問題になると思いますし、それと、無償とか、これからの問題ということだと思うんですが、これを拡幅するに当たってこれをどうやって解決するかというのは、当然その行政財産を無断で使用していたということになるわけで、そういった点も含めてどうなるのか。

そしてまた、この道路拡幅するということであれば、路線変更なり、面積が広がるということであれば、行政財産がふえるわけであって、それも再度行政財産としての広がった面積を登録しなければならないと思うんですが、その点についてお尋ねします。

〇市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 まず、一番最初の瑞野酒店の前の市道955号線ですが、もともとこちら国の管理のもとで、いわゆる赤道と言われているものを牛久市のほうで一括委任をしたというふうな記録がございます。確かにこの大きな木が植わっておりまして、私のほうも地域の方に、いつからどうやって植えたんですかという話を聞いてみましたけれども、正直申し上げて「大分前から植わっててわからないよ」というふうなことでございました。我々のほうでも周りの長老の方に伺いましたけれども、それについては聞くことができませんでした。それと、これを仮に道路に復元をするといいますと、この木とか、防火水槽とか若干あるんですけれども、そのようなものをちょっといじること自体につきましては、ちょっと難しい話かなというふうに考えました。

続きまして、実はこの木のところと、防火水槽のところについては、先ほど言った交換の対象ではありません。これはずっと持っている予定でございます。交換をしないでずっと持っています。一部、この先のところが民地のところがございまして、そこのところが955号線と交換を

したいというふうに考えてございます。先ほど課長のほうで一部交換という話をしましたが、一部というのはそういうことでございます。

次に、956号線の、仮に隅切りだとか、幅員だとかが変わるというようなことになれば、これは我々のほうで台帳なり、記録なり、それはしっかり記録するし、保管しなければならないということになってございます。起点、終点、メーター数が変わりましたらば、議会の承認が必要だと思いますけれども、例えば隅切りだとかそういうことであれば、我々のほうで記録させていただきたいというふうなことでございます。

続きまして、970号線なんでございますが、こちらにつきましては、我々の記録ですと、昭和54年にこの方は建築確認をとられていて、55年に登記をされております。実は、この道路の北側、南側が、同じ一族の方がお持ちでありまして、先ほど説明のとおり、常磐線を横断して道路がかかっていたというふうに推測します。これが常磐線ができたせいで道路としての機能がなくなってしまって、この方がブロック塀を立ててしまったというふうに思いますけれども、こちらのほう、おっしゃるとおり本来であれば原状確保をしまして道路とするというのが原則でございます。ただ、今回この先線路のところで行きどまりになるということ、それから、両脇が同じ一族の方、実は同じ一族といっても一人の方が相続で、実は同じ方になるそうなんですけれども、両脇が同じ方だということ、それから、これは我々のほうも悪いのかもしれませんけれども、昭和のときからずっとこのような形になってしまっていること、いろいろ考えまして、今回これを廃止させていただいて、権利としてはもちろんないがしろにできない話ですので、962号線の一部を待避所みたいな形で拡幅させていただきたいというふうな内容でございます。私のほうからは以上です。

〇市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 そうすると、962号線の拡幅というのは、先ほど言った同じ地主になるのかどうか、ちょっとこれ確認したいんですが。

〇市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 結論から言いますと同じ一族の方で、相続中で、同じ一族の方になって同じ方になるはずです。同じです。

〇市川委員長 副委員長。

〇利根川副委員長 そうしますと、この970号線の廃止と962号線の拡幅という問題については、地主と相続問題でなかなか難しいとは思うんですが、ある程度の合意はできて、こういう形になっているのかどうかお尋ねします。

〇市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 お答えいたします。

合意といいますと、正式にはまだですけれども、実は、この問題もこちらの方から我々御相談を受けた案件で、こういう状況になっているんだというふうなことで御相談を受けておりまして、 我々のほうでもいろいろ協議を重ねまして、このようなことになってございます。相手の方も、 等価で交換することについては、おおむね了承していると思います。以上です。

- 〇市川委員長 副委員長。
- **○利根川副委員長** 相続問題が解決すれば、その廃止と拡幅ということは等価で、全く無償で交換できるというふうに確認してよろしいでしょうか。
- 〇市川委員長 建設部次長。
- ○藤田建設部次長 土地の値段としては無償です。登記料とか、測量費とか、代替手数料とか、 そういうことについては別途協議をいたしますが、土地の値段としては同じです。かかりません。 (「それは確認されているのかな」の声あり)協議中でございます。確認しています。
- 〇市川委員長 市長。
- ○根本市長 この970号なんですが、やっぱり相続で発生したということで、今3代目ですかね。ですから、前の2つわからなくてこうなってしまったということで、私も近くなんですけど、この近くにまだ国鉄と、まだしっかりとした境界ができない部分もあるようでございます。そういう話も私は親の、じいちゃんの代から聞いておりまして、そういうところもあるというのも事情でございます。中には、上町では、雨水路の上にうちが建っていたり、そういうのも非常にあり、そういう相続とか、それから、ここは名前は私も知っているんですけど、このお宅に関しては、相続でわかったということで、最初の細い道、何ていうか昔からの道なんですが、これ土地の売り買いで判明して、あそこは上町、お祭りつくったところなので、ここに道あるんだというのは先輩から聞いておりまして、でも、結果的にうまく土地交換されて、また、こちらの踏切のほうでも実際、車の行き違いができない場所があるので、それは非常にお互いのウイン・ウインの関係でいいのかなということで、そういうこともこれから多々あるのかなということでございます。以上です。
- 〇市川委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○市川委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。 続いて討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は、挙手により行います。

まず、議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○市川委員長 挙手多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第18号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第21号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第31号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第32号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

ここで執行部の方は退席されても結構です。

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。 以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、本委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

エスカード牛久ビル活性化に対する調査研究及び牛久駅周辺活性化に対する調査研究について を調査事項として、去る1月19日、2月15日及び3月5日の3回にわたり委員会を開催し、 調査を行ってきましたが、調査期間は3月31日までとなっております。この件について御意見 のある方は御発言願います。副委員長。

○利根川副委員長 エスカードのまだフロアがまだ全部埋まっていないという問題等、多々いろいるあると思いますので、次年度以降も調査を進めていくべきではないかとういふうに思います。中に入っていた牛久駅周辺の活性化の問題ですが、まずはそのエスカードのほうが解決をしないとなかなかそちらに踏み込めないという問題もあると思うので、そういった点ではぜひ次年度以降も調査、エスカードの活性化の調査というのは続けていってほしいなというふうに思います。

〇市川委員長 池辺委員。

○池辺委員 私も利根川副委員長がおっしゃったようなことで、すごいいいことだなと思うんですけど、ただ一つちょっとつけ加えたいことがありまして、今回いろいろ委員会やっているときに、議員の方たちがかなり傍聴入っていると思うんですよ。そういった方たちも興味本位ではなくて、きちっと自分のことっていう形で皆さん捉えているようなので、これは例えば委員会だけでやっていていいのか、それとも、もう議員連絡会みたいな形の大きいところで議員みんなでやったほうがいいのかというのをちょっと委員会でもんでもらえたらどうなのかなと思っているんですけど。

○市川委員長 今、池辺委員のほうから議会全体ということでということでお話がございました。 ちゃんとした形では私ちょっと調べてはいないんですが、現時点では、議員連絡会等でやるのは いいので、特別委員会という形ではなくて、議員連絡会の中でその都度議員連絡会を開催して、 その中で産業建設の閉会中事務調査の件を上げて、資料等々も提出してやっていったほうがいいんではないかというのは、ちょっと事務局と相談した中での現段階での状況です。特別委員会の設置までは、現段階では、今この状況では産建の中で話をもんで、今こういう問題点なり結論が出ましたよというのを議員連絡会開催してやっていったほうがいいんではないかというふうにちょっと相談を受けたので、ちょっとその点も含めて皆さんにお諮りをしたい部分もあるんですが。一応、今、利根川副委員長のほうからもございましたが、案としては、今、駅周辺というのも入っているんですが、結局エスカード牛久ビルというのは、まさに牛久駅に直結していることですので、関連としては牛久駅省いても、エスカードビルの活性化に対する調査研究に絞っても、東口の活性化にもちろんつながることではないかなということで案はあるんです。これ、事務局、案はあるんですよね。ちょっと一度お配りいたします。副委員長。

○利根川副委員長 現在、今、当委員会でやっているどちらかというとイズミヤとの問題、それと活性化の問題、これ2つ分けて考えていかなければいけないなとは思うんですが、ただ、今回、今年度終わる中で、ある程度委員会の報告は議会のほうにしなければならないというふうに思いますので、ですから、そこら辺の確認をしたらいいんじゃないかなというふうに思います。これまで確実に聞いた話ではないんですけれど、松戸のビルですか、それが市で購入するというものを議会で否決したというニュースをちょっと聞いたんですが、細かな話は聞いていないんですが、ちゃんとしないとイズミヤとの問題、そしてまたエスカードの利用状況の問題についても、議会の中で一つずつしていかないと、否決される可能性も多分にあると。また、やはり委員会の中でどういう話をして、どのような結論を出して、どのようなことを次年度以降持ち越すということをある程度報告すべきではないかなというふうには思います。

- ○市川委員長 ほかにありますか。甲斐委員。
- ○甲斐委員 済みません、ありがとうございます。

今後、これ委員会の事務長さんなんかどうしていくかということで、先ほど副委員長もおっしゃっていましたけれども、契約のほうはこの委員会では触っていかないような形でやるのか、池辺さんも言っていましたけど、全員で認識してやるのかというところもあると思いますし、前回の一般質問で、結構市長のほうで発言をされていたので、我々は秘密会でやっているのが意味がなくなっちゃったというか、「何だこれ」というのが正直なとこなんですよね。だから、その辺も、もう認識の中で数字とかそういう事例は見られないですけど、言えないと思うのは常識の範疇でいいと思うんですけど、秘密会でやっているものをああいう発言されちゃうと、どこまで事務調査の範疇でやるのかなというのは正直なところなんですよね。それについて皆さんどう思うのかなというのが、一応、御意見をお伺いしたいです。

- 〇市川委員長 そのほか。秋山委員。
- ○秋山委員 傍聴されている議員の方から、やはり傍聴していても資料がないので、非常にわかりづらいと。何をどういうふうに質問されているのかもちょっと理解できないので、やはりこれは共通認識、議員全員で共通認識の上でいろいろと検討していく事項ではないかという話もありましたので、私は池辺委員さんがおっしゃったように、やはり産業建設で検討行ったことを資料

で議員連絡会で配布するということではなくて、全員でこの事案についてはかかわっていったほうがいいのではないかというふうに考えています。

〇市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 3回の常任委員会でやられた会議というのは、まさに執行部のほうから全議員でもむよりも、限られた人のほうがということで、それだけ出てくる書類等についても真摯に執行部は提出してくれたりしたわけですね。大体出尽くした形でそういうものはあると思うので、今、副委員長が言ったように、次年度もやはり西口の駅周辺の活性化ということはやっていかなければならないし、駅のすぐ前のエスカードを牛久のランドマークという形で捉えたときに、あそこを民間に売り渡したりとか、そのまま廃墟にというようなことはできないので、なるべく今回からは全員の議員の意見を集めた形でそれを実現するというのはいいことかなと思いますけれども、今までは今までの必要性があったわけなので、今後、次年度ですね、30年度に対しては、全員で協議したりとか、いろいろ活性化に向けての議論をするというのは、私は賛成です。

〇市川委員長 長田委員。

○長田委員 私も皆様と同じように、産建のこの少数のメンバーのみで進めるよりも全員で進めていって、牛久の大きなことなので、考えていく必要があるんではないかと思うんですが、あわせて、今委員長が推進懇話会、活性化懇話会のほうに参加していると思うんですけれども、そちらについての話し合い内容なども公表いただけないかなという。ちょっと傍聴に行けないときもあるので、できれば委員、もしくは全員にその内容をお示しいただければなと思います。

〇市川委員長 それでは……、甲斐委員。

○甲斐委員 済みません、この話だと産業建設委員会で担当していくのか、それ以上の全員で共通認識してほかの委員会なのかとか、そういう話だと思うんですけど、今の話だと、私は、個人的な意見の話の範疇で言うと、この間から、前段からやっている契約事例ほか含むそのちょっと非公表に近い部分のところは産業建設常任委員会がやっぱりきっちりと調査すべきだと思いますし、ごめんなさい、逆ですね、全員で認識するのがいいとは思います。ただ、ここに上がってるエスカード牛久ビルの活性化に対する調査研究の、何を入れるとか、その大枠の部分というのは担当であるやっぱり我々委員会がしっかり責任を持つべきだと思います。

ただ、全体に大きくしていくと、多分、私の勝手な予想ですけど、ピントずれしてくると思いますよ、この話。我々は今回、何回か話進んで、執行部のお考えとか、その辺のすり合わせといいますか、確認事例とっていますけど、結構ほかの議員さんがわかっていないところが多いんじゃないかなと予想する、各委員、会派とか等で連絡事項していればいいと思うんですけど、この話が細かいというか、ナイーブなところ多いんで、意外と大きくしていくと、それがそれなりに、また違う形じゃないかなと思うんですけども。その全員連絡とかじゃなくて、ちゃんとしたのをやるならやったほうがいいと思います。これは意見です、よろしくお願いします。

○市川委員長 皆さんの御意見では、議会全体として取り上げていこうというふうなお話だと思うんですが、とりあえず、今もう年度末ということでございますので、まず、一旦こういう形で案を提示させていただいたんですが、平成30年の3月20日より議会が調査終了、議決するま

でということで、次年度にまたがりますので、まず一旦こういう形で区切りをさせていただいて、 次年度新たにやはりそういう意見が上がっているということで、議長なり、各議員皆さんに御連絡をさせていただいて、今後どのような形で進めていったほうがいいのかということを、逆に議論していただいて、上げていただければなと思っておりますので、現段階では、一応、今いろいろ皆さんのお話、るるわかります、大変これは必要なことだと思っておりますので、まず産業建設常任委員会で事務調査を継続していきたいという方向性は皆さん一緒だと思いますので、この案に関して、できれば、ちょっとお待ちください、副委員長。

○利根川副委員長 秘密会の問題ですけれど、執行部のほうが言うのは、議論していることがイ ズミヤのほうに漏れると困るということなんですが、1月31日まで回答しなければ訴訟だとい う脅かしの文書が来ていて、今、3月になってもこちらが執行部のほうで要求書出しても回答が 来ないという中では、向こうはもうわかっていますよね、議会のほうで同意を得られないという 問題については。ですから、秘密にする必要もないし、もっとオープンにして、イズミヤの横暴 をもっとバンバン宣伝したらいいんじゃないかというふうには思うんですよね。ですから、そこ ら辺のところは議会としてちゃんとした結論を出したら、結論というか、意見を出していったら いいんじゃないかなと。ですから、秘密会というのはもう次年度からはやめたほうがいいと思い ます。それと、委員会のほうと全体という話なんですが、産建のほうでいろいろ資料集めたり、 例えば視察に行ったりとか、そういった準備をしながら連絡会のほうに報告をして、そこで議論 してもらうという、こういう二面の方向で行かないと、最初から全員でやった場合には、これは 絶対にまとまらないですから、もう何が何だかわからなくなっちゃいますから、やはり産建だけ でイズミヤとの交渉の問題どうするのか、それと保留床等の問題は、どこをどうなのかというこ と、そしてまた、委員長が参加している中での報告等もやはり産建のほうで説明をしてもらうと か、いろんなことが事務的に必要なこともあると思いますので、できれば産業建設常任委員会の ほうでそれなりの準備をしながら、議員連絡会のほうに報告をして、そして意見ももらうという ことがいいんじゃないかなというふうに思います。

〇市川委員長 ありがとうございました。

ということで、全体的に皆さんそういう流れということなので、とりあえずという言い方は変ですが、どうしてもこれ事務的手続きがございますので、延長、今皆さんのほうにお配りさせていただいた案ということで、事務調査の申し出についての案ですね、本委員会のエスカードビル活性化に対する調査研究ということに、まず調査事項を絞って、調査が終了するまでという形でやっていきたいと思います。

これに対しては御異議ありますか。甲斐委員。

〇甲斐委員 異議はないですけど、調査事項の文言、エスカード牛久ビル活性化に対する調査研究というところで、活性化でよろしいですか。

○市川委員長 今年度が「エスカード牛久ビル活性化に対する調査研究と牛久駅周辺活性化に対する調査研究」という調査事項の題目でやっていたので、特にこだわりということではないんですが、1項目に絞ってやるということで、それは字面ということで御了承いただければと思いま

すのでよろしくお願いいたします。黒木委員。

○黒木委員 先ほども委員から話があったと思うんですけれども、傍聴に参加している議員たちも執行部から出てきた書類がやはり欲しいというような状況になったときには、常任委員の人たちだけじゃなくて、出すのか、出さなのかというものも、そういうものもやっていかないと、何か基本的には産建の常任委員会だけで進めていくという話だけれども、傍聴に来ている人も執行部が出せる範囲内の情報の共有をしたいということなので、その辺についてはここでちょっと決めておいたほうがいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょう。副委員長。

〇利根川副委員長 じゃあその秘密会というものをなくせば全部公開ですから、それは資料は当然配るということです。だから、秘密会をこの委員会としてはなくしたほうがいいというふうに思います。

〇市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、副委員長の話ですけれども、やはり多くの人たちが参加することで、個人的なプライバシーの面だとか、そういうものが流出する可能性もあるから、秘密会議という形で執行部が提案してきたやつを市川委員長が受けたのかなというふうに思っているので、何でもオープンにして、たくさんの議員たち、22人が全部その情報の共有というのはどういうふうに、いかがなものかなというふうに考えるところなんですけれども、その辺は取捨選択してもらうように執行部にお願いするというふうな形でいいんですかね。

〇市川委員長 池辺委員。

○池辺委員 利根川副委員長が言ったとおりで、もう公開でやったほうがいいと思うんです。要するにトップの方がいろいろしゃべっているんですから、何も全然秘密会にすることは、私は、 黒木委員、全然ないと思います。トップの方がしゃべっているんですから、もうそのままやった ほうがいいと思います。

〇市川委員長 長田委員。

○長田委員 その秘密会の件に関しましては、執行部側の御意見もあると思うので、こちら側で勝手に公開というのは、(「それは議会のほうで決めることだから」の声あり)個人情報とかもあると思うので、一度、ちょっとこれはこれで閉めて、継続に関してのみ……。

○市川委員長 一応私はそのつもりでお話をしたんです。まずそれを、これはこれで片づけていただいて、その後、今のようなこういう、ほかの委員さんからもこうやって活発な議論が出されていますので、それを今後のやり方ですね、方法は順次諮っていきたいと思います。

確かに今もありましたが、秘密会という中で、本来であれば提出された資料があのような形で 真っ黒というのはどうなのかなというのも事実ございます。本当に、こちらで調べればすぐわか ることなものも真っ黒にしているのどうかなということ、そういう部分もありますけれども、ま ず、進め方としては、今この案をお配りしたことに対しては、皆さん御異議はないということで よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

はい、わかりました。

それでは、(「公開ということで」の声あり)それはまた次。

それは委員長報告のほうに皆さんからこういう意見が出ているということがありますので、これ副委員長と十分調査、あれですね、御相談して、委員長報告の中にも上げていきたいと思いますので、その点でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇市川委員長 それでは、御異議なしと認めます。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○市川委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。 これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

午後11時49分閉会